

2021年2月1日

従業員各位

株式会社トゥエンティフォーセブン
担当部署 コーポレート本部人事総務部

2021年3月1日付就業規則給与規程等の改定に関する業務連絡

2021年1月22日付で開催された取締役会において、下記のとおり2021年3月1日付で就業規則および給与規程、所定内手当支給基準の改定が承認されたためご連絡します。

記

1 改定する社内規則及び改定箇所

①就業規則 ②有期契約社員就業規則 ③所定内手当支給基準

※詳細は24/7GroupPortalのお知らせに掲載されている新旧対照表をご確認ください。

2 主な改定概要

改定対象者	改定の概要
24/7Workout・24/7infinity 所属の正社員 (統括エリア店長含む)	毎月支給されている30時間分の定額残業手当を撤廃し、実残業時間に応じた残業手当を支給します。 なお、3月1日～5月31日までの3か月間は激変緩和措置期間とし、実際の月の時間外時間が30時間を下回った場合であっても定額残業手当を支給します。
有期契約社員 (契約社員)	契約社員の就業時間については「週20時間以上」とすることで、より柔軟で多様な働き方(兼業など)の実現を目指し、1日の所定労働時間および週所定労働時間を改定します。 ※各日の始業終業時刻および1日の所定労働時間はシフトによります。
24/7Workout/24/7infinity の店長代理以上の役職者 (統括エリア店長含む)	①カウンセリング(C)枠の増設、カウンセリング実施率・契約率の向上を図るため、カウンセリングフィー(入金額×0.3%)を導入します。 ②店舗責任者に対して業績手当の支給を開始します。
24/7Workout・24/7infinity 所属社員全員(有期、無期)	①24/7Workoutの1人あたりのカウンセリング(C)・セッション(S)本数の向上のため、月間のC・S数に応じた通常Sおよび延長Sの単価表を適用します。 ※単価表は現行単価をベースに増減割合を20%で設定しているため、単価が現行よりも上がる場合もあれば下がる場合もあります。 ※従前の延長セッションフィーの加算(1.5倍)は上記の改定に統合し、運用を停止します。 ②24/7infinityの在籍会員数を増やすため当月に在籍している会員数(入会者も含む)に応じたセッションフィーの単価表を適用します。 ③物販売上の向上を図るため、販売手当の支給対象に定期購入の2回目以降の案件も含まれます。
統括エリア店長	お客様紹介一時金適用除外

以上